

保険医療機関における掲示（施設基準等）

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。

1) 当院は保険医療機関であります

2) 明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には、「診療報酬明細書」「領収書」を交付しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

3) 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

- ・当院では、後発医薬品のあるお薬については、患者さまにご説明の上、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。

- ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点がございましたらお気軽にお声がけください。

4) 医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報、薬剤情報等十分な情報を取得し、情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

5) 医療DX推進体制整備加算

医療DX推進体制整備加算を行っております

また医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するためオンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っております。

6) 夜間早朝等加算

厚生労働省の規定により、平日18:00以降、土曜日12:00以降は「夜間早朝等加算」50点が適用されます。前述の診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、「時間外等加算」が適用されます。